

伊丹市立口腔保健センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市立口腔保健センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市昆陽池1丁目40番地

名 称 一般社団法人伊丹市歯科医師会

代表者 会長 森田 健司

2 指定期間

令和4年11月28日から令和7年3月31日まで

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

昭和 4 8 年 1 1 月 1 2 日

2 資産の総額

2 2 4 , 7 2 3 , 3 5 2 円

3 構成員数

役員数 1 8 名 (理事 1 6 名, 監事 2 名)

職員数 4 名

4 目的

歯科医道の高揚及び歯科医学の進歩発展並びに公衆衛生及び
歯科保健の啓発と普及向上を図ることにより, 国民の保健と福
祉を増進し, もって地域社会の健全なる発展に寄与すること。

5 事業

- (1) 歯科に係る医道の高揚に関すること。
- (2) 歯科に係る医学の発展に関すること。
- (3) 歯科に係る医事衛生の調査及び研究に関すること。
- (4) 歯科に係る公衆衛生の普及及び向上に関すること。
- (5) 歯科に係る予防医学の研究指導に関すること。
- (6) 口腔保健センターの運営に関すること。
- (7) 会員の研修及び教育に関すること。
- (8) 会員の福祉及び親睦に関すること。
- (9) その他上記の目的を達成するために必要な事業。